

○下関市立図書館におけるサピエ図書館利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市立図書館障害者等用資料利用要綱（以下「要綱」という。）第7条第3項の規定に基づき、下関市立図書館（以下「図書館」という。）における視覚障害者等に対する特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワークにおける音声デージーデータなどを提供するネットワークサービス（以下「サピエ図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サピエ図書館を利用できる者)

第2条 サピエ図書館を利用できる者は、要綱第3条に規定する利用登録を行った者（以下「利用者」という。）とする。

(データの個人貸出)

第3条 図書館を通じてサピエ図書館が提供する音声デージーデータなど（以下「データ」という。）の貸出しを希望する利用者は、事前に電話などで図書館に貸出しの申込みを行わなければならない。

2 図書館は申込みを受けたデータをサピエ図書館からダウンロードし、記録用媒体に複製し資料登録を行った上で貸出すものとする。

(貸出点数と貸出期間)

第4条 データの貸出点数及び貸出期間については、要綱第6条の規定を準用する。

(個人会員登録)

第5条 図書館を通じて要綱第7条第2項に規定する個人利用の登録をしようとする者は、サピエ図書館サービス個人会員登録申込書（別記様式）を館長に提出しなければならない。

3 図書館は、前項に定める申込書の提出を受けたときは、サピエ図書館に代理登録を行うものとする。

4 サピエ図書館の個人会員（以下「個人会員」という。）の登録事項に変更が生じた場合は、ただちに図書館へ申出るものとする。ただし、個人会員が自らサピエ図書館に届出た場合は、この限りではない。

(損害の賠償)

第6条 サピエ図書館の利用により発生した問題の責任は、すべて個人会員本人が負うものとし、図書館は個人会員の利用から生ずるすべての経済的、法的責任を負わないものとする。

(利用規約等の遵守)

第7条 利用者は、この要領のほか、サピエ図書館が定める利用規約等を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。